

第12章 ウォーターフロントにおける レジャー施設の立地

I はじめに

何故、ウォーターフロントにおけるレジャー施設の立地について取りあげたかということから始めなければならない。ウォーターフロントを研究対象として取りあげた論文は少なくないが、いずれも事例研究の部分に多くのページがさかれており、ウォーターフロントとは何かという基本的命題に真っ向から取り組んだものは極めて少ないというのが現状である。

ウォーターフロントに関心を抱く研究者は経済学、商学、財政学、建築学、都市工学、地理学、歴史学と多岐にわたっているが、その上で上記の課題の重要性をとき、社会科学的な観点からウォーターフロントを分析する際の方法論について論じたのが北見⁽¹⁾である。「ウォーターフロントは概念規定がなされないままに、論じられる場合が多い。このことはウォーターフロント開発が土木・建築・都市工学等の分野からの視角や分析による場合は問題はないであろうが、①それを社会科学的な方法論をもって分析しようという場合には、その手法の体系化と研究対象の範囲を明確にする必要がある。②この場合、自然的、地理的条件をふくめながら、ウォーターフロント開発が関わり合う範囲——少なくとも、都市、市民、港湾、沿岸域、環境等の諸問題をも考え合わせる必要がある。」と説いた北見の説⁽²⁾は、多くの示唆を含むものとして注目される。ウォーターフロントはこれまでジャーナリストイックな取りあげられ方をする機会が多かっただけに、はたして科学的な分析の対象となり得るかという原点にまで立ち返った北見の所説は、今後のウォーターフロント研究の指針となるであろう。

筆者は、北見の所説に準拠し、ウォーターフロント問題を明確化するための広範な視角の一端を具体化させるための方法を模索してきた。地理学徒は、こんな時、やはり実態調査にたち返る。そして、様々な事例を集めることに専念し、そして、また原点にもどるという操作をくり返す。その際に、手がかりになりそうなものを探ってみる。その1つが、今回取りあげたアーバン・ウォーターフロントに立地するレジャー施設であった。従って、単にどこにどのよう

な種類のレジャー施設が存在しているかにのみ関心があるわけではない。リゾート開発とそれが引き起こす諸問題が取り沙汰されている現在、ウォーターフロントの中でもアーバン・ウォーターフロントと呼ばれる地域を取りあげて、開発の現状を調査・分析し、さらにそれがあるべき姿を模索することによって、北見のいうウォーターフロント問題に、より具体的な形で接近することができるのではないかと考えたからである。

Douglas M. Wrenn⁽³⁾は、「都市のウォーターフロントは極めて文化的な資源であり、経済的な開発、公共娯楽及び市民の心のよりどころとしての様々な利用機会を提供する可能性を持つ場所である。」と述べている。そこから、市民生活に直結したウォーターフロントのあり方、水辺空間であることが資源であることを十分に認識した上で開発の重要性を読み取ることができるだろう。この論文の中で紹介されている北米のウォーターフロントのケーススタディに類するようなものが、日本のいわゆるウォーターフロントと呼ばれる地域に存在するかといえば、おそらく否であろう。ウォーターフロントという用語は、今や一般に流布してはいるが、市民の眼はむしろ冷ややかである。アンケート調査による分析は行っていないが、中高年の声を市民公開講座出席者の意見をもって代弁し、若者の声を筆者の勤務校で一般教養の地理学を履習した女子大生の意見をもって代弁すると以下のようになる。前者のあいだでは、ウォーターフロントという用語は、近年よく耳にするが、そこは、都心に近接する最後の開発可能な用地であるがゆえに、様々な思惑を抱いた様々な立場の人間が、様々な利権の獲得をめぐって争いをくり広げる舞台となっており、我々一般市民を完全にそこからしめ出す形で、事態は展開していくだろうとの見方が主流を占めている。しかも彼らの多くは一般市民に開放された人工海浜や臨海公園は全体からみればほんのわずかなスペースであり、ただ単に市民不参加のウォーターフロント開発という非難をかわすための切り札にしかすぎないという。一方、後者にとって、ウォーターフロントは、都心に近いレジャースポットであり、海の見える住宅地のステータスは上がっている。しかし、彼らにしても、ウォーターフロント開発は、リゾート開発と同様に、諸外国の事例を知れば知るほど、日本の開発の現状が、いかに本来の開発の意義から逸脱したものであるか、そして諸外国の開発の理念や発想には多くの日本人のこれまでのものの考え方からすれば、むしろ相いれないものがあるのではないかと指摘する。

このような状況を鑑みると、ウォーターフロントを社会科学の研究対象として、どのような方法論をもって分析するのかが極めて重要な課題となる。当

然、広範な視角を必要とするわけであるが、今回は抽象的な議論から一步ふみ出すために、レジャー施設の立地という観点を1つの切り口として出発しようと思う。しかも、研究対象地域をウォーターフロントの中でもアーバン・ウォーターフロントに限定した。なぜなら、そこには、都市・港湾・市民・文化といった、ウォーターフロント研究に欠くことのできない多くの要素がもりこまれているからである。

Ⅱ リゾート開発におけるウォーターフロントの意義

1. リゾート開発とウォーターフロント

「はじめに」で述べたように、本章ではアーバン・ウォーターフロントが考察の対象となっている。Wrenn⁽⁴⁾は、「『都市のウォーターフロント』という言葉は、一般的に、ボストン、ニューオーリンズ、ボルティモア、サンディエゴ、シートルといった大都市圏の港湾地域を指示するのに用いるが、その他に、活気ある港を備えた小さなリゾートタウンや、漁村、あるいは可航水路沿いに位置する中規模の工業都市にも適用する。」と述べている。水辺空間が資源として何らかの形で利用されれば、それはアーバン・ウォーターフロントであるという Wrenn の考え方は、かなり広義にアーバン・ウォーターフロントを解釈したものといえる。それは、筆者が取りあげるウォーターフロントの概念とも合致する。そして、筆者のいうアーバン・ウォーターフロントとは、さらに狭義のアーバン・ウォーターフロントであり、大都市圏の水辺空間を指している。しかし、今はまだ概念の精緻化が可能な段階ではない。

リゾートという用語もウォーターフロントと同様に、わが国でも一般社会の用語になりつつあるが、明確な概念規定がなされているわけではない。しかし、リゾート開発といえば、ウォーターフロントが登場し、テニスコート、ゴルフ場、マリーナはリゾート開発の目玉商品といった感がなくもない。

リゾートは、高原型リゾート、海洋型リゾート、アーバン・リゾート、複合型リゾートといろいろなタイプがある。表一1は、主要な海洋型リゾートの一覧表である。これらが十分稼働すれば、なかには Wrenn のいう活気ある港を備えた小さなリゾートタウンや漁村に該当するものがでてくるかもしれないが、それをアーバン・ウォーターフロントと呼ぶことに意味があるかどうかは疑問である。

海洋型リゾートの主要な施設は、ホテル、別荘、コンドミニアム、ペンションなどの宿泊施設とゴルフ場、プール、マリーナ、マリンスポーツ施設などのレジャー施設からなっている。海洋型リゾートの場合は、水辺空間は何らかの

表-1 主要な海洋型リゾート

施設名	建設(予定地)	主要な参加企業	施設の概要	面積(ha)	事業費(億円)	オープン
東急リゾートタウン勝浦	千葉県勝浦市	東急不動産	ホテル、別荘、ゴルフ(場), テニス(コート), プール	138	120	89年
川間リゾート	神奈川県横須賀市	住友重機械工業、住友商事、住友信託銀行	ホテル、コンドミニアム, S C, マリーナ, テニス	12	400	89年
河津リゾート	静岡県河津市	日本钢管、大成建設、丸紅	ホテル、マンション、ゴルフ、海洋性レジャー、温泉ヘルスケア施設	500	600	92年
東急今井浜リゾート	静岡県東伊豆町	東急電鉄、東急観光	ホテル、海洋性レジャー	2	60	88年
アルファリゾート西伊豆	静岡県西伊豆町	ホテルアルファ	ホテル、レストラン、国際会議場, S C, クア施設	15	100	91年
南伊勢マリンコミュニティ	三重県磯部町	不動建設	ホテル、ペンション、マリーナ	330	116	91年
和歌山マリーナシティ	和歌山県和歌山市	松下興産	ホテル、マリーナ、コンベンション施設	65	800	93年
田辺湾リゾート	和歌山県田辺市	丸紅	ホテル、マリーナ、スポーツ施設、ショッピングセンター	160	1,000	93年
淡路マリーナシティ	兵庫県津名町	長谷工コーポレーション、三井物産	ホテル、コンドミニアム、マリーナ、プール、テニス	10	480	93年
ハウステンボス	長崎県佐世保市	長崎オランダ村、日本興業銀行、三菱商事、キリンビール	オランダ村、ホテル、マリーナ、コンドミニアム、レストラン街、ビジネス施設	152	1,300	92年
ルネサンス長崎伊王島	長崎県伊王島町	大日本インキ、松早石油	ホテル、マリーナ、テニス	10	50	89年
琴海リゾート	長崎県琴海町	日本舗道	ホテル、マリーナ、ゴルフ(海越えコース), テニス	120	116	90年
マリーナフランセイン熊本	熊本県大矢野町	ミサワホーム	ホテル、マリーナ	80		
ブリシア与論	鹿児島県与論町	ミサワホーム、ミサワリゾート	ホテル、コテージ、プライベートビーチ、マリンスポーツ施設	5	50	87年
ヴィラオクマリゾート	沖縄県国頭村	日本航空、オクマビーチランド	コテージ、ビーチ、プール、テニス、レストラン、体育館	10		78年
万座ビーチリゾート	沖縄県恩納村	全日空	ホテル、ビーチ、プール、テニス、ディスコ	14		83年
宮古島東急リゾート	沖縄県下地町	東急電鉄、東急宮古島リゾート	ホテル、ビーチ、プール、テニス	230		84年
はいむるぶし	沖縄県竹富町	ヤマハレクリエーション	コテージ、ビーチ、海洋レジャー施設、テニス、アーチェリー、レストラン	158		79年
残波岬ロイヤルホテル	沖縄県読谷村	大和ハウス工業	ホテル、テニス、プール	11	100	88年

(資料) 山田國廣『リゾート列島日本の危機』(JICC出版局, 1990年), 31ページ。

形で資源として利用されている。古来、戦いに傷ついた将兵が養生したスパー（温泉・鉱泉）がヘルス・リゾートの代表格であったが、海辺のリゾートもこれと同様にヘルス・リゾートとしての機能を有しており、結核の治療や腺病質者の保養の目的で利用されていた。海水を飲み、海水の冷温浴をくり返すという治療法は、当時最も人々に効果ありと信じられていた治療法であった。佐藤⁽⁵⁾によれば、シーサイド・リゾートや田園・森林リゾートの中でも歴史に残るリゾート地は文明の解毒作用の場、自然や伝承文化への回帰を経た文化再生の場であるという。

しかし、わが国のリゾート開発の現状は、どうであろうか。そもそもリゾートとは何かという本質的な問題を究明する時間をおしむかのように、全国各地で開発がスタートし、それにともなう自然破壊の惨状は、新聞やテレビでもたびたび報道されている。70余島のすべてをあげてトロピカル・リゾート構想をうち出している沖縄県の場合、事態は深刻である。海が汚染されれば、海洋型リゾートとしては成立しないだろうし、ウォーターフロントの資源としての価値も急速に低下するであろう。

わが国では、海洋型リゾートと呼ばれてはいても、実際には観光地と何らかわらないという所が多い。何故こうなるかは、日本人のものの考え方やライフスタイル、産業中心の社会構造などに原因があるとするのが一般的であるが、一時は日本にも、ついにリゾートの時代が到来したこと、そして、それは生活水準の向上、余暇時間の増大、モータリゼーションの進展、新幹線網の発達、ライフスタイルの変化などに起因するものであるという内容の新聞記事が散見されたことがある。しかし、現在では、何故、日本には本当の意味でのリゾートが育たないかという議論がもっぱらである。

川端⁽⁶⁾によれば、米国の西海岸、とくにカリフォルニアの人々は独特のライフスタイルをもっており、それが地域開発の構造を変え、現在の「ウォーターフロント・ブーム」を支えているという。これは、確かに興味深い指摘であるといえる。川端は、北米のウォーターフロント開発の現状をいくつか紹介しており、それは、日本の場合と比較する際の資料としては有効である。しかし、ウォーターフロント開発が関わり合うすべての要素を体系的に把握するための枠組を設定し、今回はどこの部分をどのような分析方法によって考察してゆくのかという手続きが不明瞭なまま実態調査を行ったのではないかという感がないもない。したがって、上記の指摘もただ直感的な分析としかいいようがないのである。北見が指摘しているように、土木・建築・都市工学等の分野からの視角や分析によるものの特徴ともいえようが、ウォーターフロントを社会科学

的な方法論に基づいて分析しようともくろむ者にとっては、調査報告書の域を出ない。

リゾート開発とウォーターフロントとの関わりは密接である。なぜなら、かつては地域開発イコール工業開発という図式であったのが、現在では地域開発イコールリゾート開発という図式にかわってきているからである。そこに登場してきたのが海洋型リゾートであり、その舞台がウォーターフロントなのである。そして、リゾート開発とウォーターフロントという観点で書かれたもの多くが、自然環境の破壊を前面にうちだしている。現状を知れば知るほど、それは無理からぬことであり、こうした事態を招いた根本的な原因は何かを探ろうとするのは当然のことといえる。

日本流のリゾート開発を促進してきたのが、総合保養地域整備法、すなわちリゾート法である。このリゾート法は、1987年5月に国会を通過した。その当時、国会は、消費税の前身である売上税でもめていた。3月にリゾート法が国会に提出され、5月にはすでに通過しているということは、いかに審議の期間

表一2 昭和62年法律第71号

総合保養地域整備法(リゾート法)

(目的)

第一条 この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(農地、国有林、埋立て地などの活用を促進する条文)

第十四条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区における当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第十五条 国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条第一項に規定する都道府県知事を含む。)は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図られるよう当該港湾に係る水域の利用について適切な配慮をするものとする。

(資料) 山田國廣『リゾート列島 日本の危機』(JICC出版局、1990年), 9ページ。

が短かったかを物語っている。リゾート法の目的や農地、国有林、埋立て地などの活用を促進する条文（表－2）は、これらを合法的に破壊することを認めているかのようである⁽⁷⁾。ウォーターフロントの開発に関わる第15条には、「港湾管理者は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図られるよう当該港湾に係る水域の利用について適切な配慮をするものとする。」と述べられている。リゾート法成立の過程ならびにその間の各省庁の動向については、先の山田⁽⁸⁾に詳しいが、環境を保護する役目を担った環境庁、林野庁、農地を保護する立場にある農林水産省などが、いっせいにリゾート開発整備構想に参入してきたことは、驚きというほかないであろう。

2. アーバン・リゾートとしてのウォーターフロント

地方では、リゾート開発が進行中であるが、すでに開発にともなう様々な問題が生じている。リゾートという用語もまたウォーターフロントと同様に、言葉が一人歩きを開始し、社会科学の研究対象として取りあげる際にはそれなりの困難をともなう。もちろん、アーバン・リゾートという用語もしかりである。

アーバン・リゾートとしてよく例に出されるのが、東京ディズニーランドとそれをとりまくホテル群からなる千葉県浦安市のウォーターフロントである。ここは近隣の都県から日帰りでやってくる人にとっては郊外型の遊園地であるが、全国各地から泊りがけでやってくる人にとっては、いわゆるアーバン・リゾートとして機能している。さらに東南アジアからの来訪者も多く国際的なレジャー施設としても知名度が高いといえる。もよりの駅は京葉線の舞浜駅であるが、ここでは日本語、英語、中国語の放送が流れ、切符の買い方について説明している。日本国内で常時、中国語の放送が流れているところが他にあるだろうか。

ここと川をはさんで向き合う位置に立地しているのが葛西臨海水族園である。ここは、水族館、臨海公園、人工の浜、ホテルなどからなる東京都の施設である。園内のホテルは江戸川区の直営で宿泊費も舞浜のホテルと比較して安いので、ここに泊って、葛西臨海水族園とディズニーランドを巡るコースが人気を集めている。しかも、葛西臨海水族園は、ウォーターフロントならではの施設であり、外界から完全に遮断することによって、そこに夢の世界を創造しようとしたディズニーランドとは発想を異にする。

リゾートといえば、一般には人口稠密な都市から地方へという人口流動を思いうかべるが、アーバン・リゾートの場合は逆の現象がみられる。しかも、舞

浜アーバン・リゾート地区の例でも明らかなように、周辺の都市部からの顧客も多いことから、近年、これを有望視するむきも少なくない。手つかずで残されている自然を破壊してまで、様々な施設をつくり、しかもそれらがどこも画一的で没個性的なものであるとの非難を受け、その結果、各リゾート間で顧客の争奪をめぐって競合し、共倒れに終わるというのが、現在のリゾート開発から予想される構図ならば、アーバン・ウォーターフロントの意義をここで改めて見直してみることはむだではあるまい。

舞浜地区のリゾート開発の中核をなす東京ディズニーランドは今年で開園8年目を迎える大きな転換点にさしかかっている。その1つは、かねてより懸案だった第2テーマパークの建設設計画が、いよいよ最終決定される運びとなったこと。第2点として、千葉県と浦安市が、オリエンタルランドに資本参加したことがあげられる。千葉県の取得株数は、総発行株数の5%の300万株、1株当たり50円の取得条件により、千葉県の購入総額は、1億5000万円となる。この結果、千葉県当局は、三井不動産、京成電鉄に次ぐ、第3位の大株主となったわけである。一方、浦安市は、1%に当たる60万株を3000万円で取得している⁽⁹⁾。官民一体の第3セクター方式ならばいざしらず、民間企業の経営に県や市が資本参加するというのはむしろ異例のことであろう。しかし、東京ディズニーランドが誕生した経過からすれば、浦安沖の公有水面埋め立て造成事業に始まって、開園にむけての金融機関の融資保証の取り付けにいたるまで、県や市当局が一貫してバックアップしており、今回の資本参加は、第2テーマパーク建設を行政サイドからも支援・推進するという立場を明確にしたものだといえよう⁽¹⁰⁾。

それでは、千葉県や浦安市は、この舞浜地区をどのように開発しようと考えているのだろうか。千葉県が推進しているのは、「成田国際空港都市構想」、「幕張新都市構想」、「上総新研究開発都市構想」からなる「千葉新産業三角構想」である。この構想のもとで舞浜地区の開発は幕張新都心との関連で位置づけられている。つまり、東京ディズニーランドやホテル群の集積する舞浜地区は、幕張メッセのアフター・コンベンション地域としての機能を担うことになる。一方、地元の浦安市は、県とは少し異なる開発計画を描いている。もちろん、東京ディズニーランドを中心とするアーバン・リゾートとして開発していくという大筋では一致している。どこが違うかといえば、ディズニーランドを中心とした施設の充実を図ることを先決とする千葉県に対して、浦安市の方は、マリーナの建設、水上バスや遊覧船の発着施設の整備、プロムナードや人工海浜作りなど水際線活用計画にかなり力を注いでいるという点である。浦安

市は、ウォーターフロントは資源であるという発想で開発を進めていこうとしているように受け取れる。しかし、両者とも舞浜地区がアーバン・リゾートとして安定した地位を保っていけるか否かは、第2テーマパークの成否にかかっていると考えている点では一致している。

III アーバン・ウォーターフロントのレジャー施設の特性

1. レジャー施設の類型

ここで取りあげるレジャー施設とは、もちろん東京ディズニーランドのような国際的な施設も含むが、基本的には、周辺の市民を利用者として想定している、たとえば臨海公園や人工の浜のようなものも含んでいる。さらにレジャー施設として作られたものでなくとも常時、市民の自発的な創意工夫によって、レジャーを目的とする利用に供されているものも、対象としている。海に続く埋立て地（未利用地）の一画が柵と鉄条網で囲まれていて海に出られないようにしてあったところが、いつのまにか、鉄条網が切断されてしまい、ウィークエンドともなれば、釣り人やカキを採集する人でテトラポッドの上は、賑わいをみせる。千葉県のアーバン・ウォーターフロントには、そんな場所が何ヵ所かあって、それぞれがカレイの穴場だったり、サヨリの穴場だったりする。それらも、ウォーターフロントのレジャー施設にいれるべきではないかというのが筆者の意見である。

アーバン・ウォーターフロントには、あらゆる種類のレジャー施設が立地する。ないのはスキー場だけだと思っていたところ船橋市のウォーターフロントに人工スキー場が作られることになった。ゴルフ場、テニスコート、マリンスポーツ施設、水族館、臨海公園、潮干狩りのできる人工の浜、様々な文化施設を併設した大型ショッピングセンター、テーマパークとバラエティにとんでおり、周辺の市民は、わざわざ遠出しなくともアーバン・ウォーターフロントで、ほとんどすべてのレジャーを楽しむことができる。もちろん、手つかずの自然の中で、ゆったりとカントリーライフを満喫するというわけにはいかないが、アーバン・ウォーターフロントならではの利点も少なくないといえる。

こうしたレジャー施設は、先にも述べたように、利用者が集まる範囲を指標として類型化することが可能である。東南アジアの人々が飛行機で大挙して訪れる東京ディズニーランドのようなものもあれば、周辺に住む市民だけが知っているという穴場もあるからである。このことは、レジャー施設の立地が宿泊施設の立地を誘発するものと、そうでないものがあることを示している。

さらに、ここがウォーターフロントであることを考えれば、親水空間である

ことが前提となる施設とそれ以外の施設といった類型化も可能である。マリーナ、潮干狩りのできる人工の浜、マリンスポーツ施設などは前者に属するウォーターフロントならではのレジャー施設といえるだろう。後者の場合、親水空間であるか否かは、立地に際してほとんど問題にはならないので、都心への利便性、広大な用地取得の可能性、背後にひかえる人口集中地区の存在といったものが、立地に際して重要な要因として働いたものと考えられる。

2. 都市の拡大という観点からみたウォーターフロントとレジャー施設

海に向かって都市が拡大してゆく、埋立て地や人工島には、住宅用地・オフィス用地、都市関連施設用地・工場用地・流通施設用地などが配置される。この中の都市関連施設用地に、ここで取りあげたレジャー施設も含まれる。市民生活には、緑地、公園、各種スポーツ施設、文化施設、娯楽施設などが整備され、しかもそれらが身近に存在していることが重要である。もちろん、これらの施設の立地は、ウォーターフロントに限定されるわけではない。その点、次節で取りあげる親水空間としてのウォーターフロントに立地が限定されるレジャー施設とは性格を異なる。

ここで、千葉のウォーターフロントに立地する公団の大規模団地に住む人々の日常の暮らしについて言及してみよう。徒歩で行ける範囲のところに、バーベキューのできる公園や水遊びのできる公園がある。野球場やサッカー場（国際試合が可能）、テニスコートがある。干潟が残されているのでバードウォッチングや野鳥に餌をやって遊ぶこともできる。自転車を利用すれば、子供でも簡単に人工海浜に出られる。春は潮干狩り、夏は、ウィンドサーフィンや水泳、そして京葉線を利用すれば、30分以内で東京ディズニーランド、葛西臨海公園に到達することができる。ちょっと趣向をかけて大型ショッピングセンターの付属施設で遊ぶという手もある。ダイビングをしたい方には、造船所が使用を中止したドックを利用しての専用施設がある。スケート場もあれば、まもなく人工スキー場の建設も開始されるだろう。広大な埋立地に造成されたマンモス団地は、確かに庭付き一戸建てのようにはいかないが、かえって公共のオープンスペースがたっぷりととられているために、立場に応じた活用ができるという利点がある。そして、何よりも身近なレジャー施設が豊富にあることが、生活に潤いを与えていている。そして、ここに住む人の大半は、地方出身者であるため、夏休みになると子供連れで帰省する。子供達はそこで自然と触れ合う。両親の郷里は、彼らにとって別荘であり、母親の中には、実家はまさにリゾートだと表現する人もいる。

3. 親水空間としてのウォーターフロントとレジャー施設

ウォーターフロントといえば、まず都心に近接する広大な埋立て地を思い浮かべる人もいる。また、これとは対照的に「緑」と「水」のある生活環境という表現の中で使われる「水」を思い浮かべる人もいるだろう。

陣内⁽¹⁾は、都市における水の復権の本質的な意味について考察している。「本来、都市の中で、川や海に面した場所は、多様な機能や意味をもち、人々の暮らしの舞台だった。都市の文化もそこから生まれた、ところが、近代の都市はもっぱら産業の論理でつくられてきたから、その臨海部は港湾施設、工場、倉庫、貨物駅などで占められ、市民がそこに近づくことさえ難しくなった。こうして人間の手に届かないところに追いやられた水辺は、同時に産業開発からもたらされた汚染によって、一段とマイナス・イメージの強い場所になり下がった。だがやがて、港湾機能や産業構造の変化の中で、これらの施設が立退き、あるいは不要になって、土地利用の大きな転換期が訪れることになる。空洞化した環境が荒廃する場合も多い。こうして水辺を市民の手に取り戻すための条件が成立するのである。」陣内の考えるウォーターフロントは、すでに何らかの機能を有していたことのある水辺空間、いってみれば歴史ある水辺空間であり、近年、造成された埋立地や人工島にはほとんど言及していない。しかし、陣内ほど、水辺空間の復権の動きを高く評価し、水という自然を生かした格好のレクリエーションの場が様々な形で誕生しつつあることを人間性の時代の到来とまで表現した研究者を他に知らない。彼の説に準拠するならば、東京ディズニーランドも有明テニスの森公園も夢の島公園もウォーターフロントに立地するレジャー施設とはいわないのであろう。そこには、水へのアプローチがないからである。

IV おわりに

ウォーターフロントに関する文献を整理・検討しながら、筆者の実態調査もまじえて、ウォーターフロントにおけるレジャー施設の立地について考察した。それが、ウォーターフロントとは何かという本質的な問題がほとんど議論されることなく、もっぱら建築学や都市工学的な視角が主流を占めるに至ったウォーターフロント研究に一石を投じることになるのではないかと考えたからである。そしてその発端は、日本港湾経済学会での北見の「ウォーターフロント問題の基本的課題」と題する発表にあったことはすでに述べた。

今はまだ、今回提示したいいくつかの課題に答えを出すべき時ではないと思う。なぜなら、研究対象の性格上、ともすればジャーナリストイックな分析に

走りやすく、その種の出版物の多さが近年目につくからである。ウォーターフロントもリゾートも社会科学的な研究の枠組ができあがる前に、用語だけが一人歩きを始め、そこかしこで話題を提供しつつ、一般社会に浸透していくのではないかという気がしている。それゆえジャーナリストが得意とする分野ではあっても、社会科学にとっては、むしろ取りあげにくい対象なのではないだろうか。

ただアーバン・ウォーターフロントの開発が、多少なりとも市民生活との関わりを考慮して進められていくことを望むものである。

- 注(1) 北見俊郎「ウォーターフロント問題の基本的課題」(日本港湾経済学会編『港湾経済研究』No.28, 1990年), 72~85ページ。
- (2) 北見俊郎, 81ページ。
- (3) Douglas M. Wrenn, *Urban Waterfront Development* (ULI, 1983)。(横内憲久監訳『都市のウォーターフロント開発』鹿島出版会, 昭和61年), 7ページ。
- (4) Douglas M. Wrenn, 31ページ。
- (5) 佐藤誠『リゾート列島』(岩波書店, 1990年), 5ページ。
- (6) 川端直志『ウォーターフロントの時代』(都市文化社, 1985年), 117ページ。
- (7) 山田國廣『リゾート列島 日本の危機』(JICC出版局, 1990年), 8ページ。
- (8) 山田國廣, 8~19ページ。
- (9) 小宮和行「東京ディズニーランド新たな飛躍を約束するか第二テーマパーク」(『プレジデント』1991年3月号), 230~231ページ。
- (10) 小宮和行, 230ページ。
- (11) 陣内秀信, 「経済性・機能性の時代は終り人間性の時代が始まった」(『東京人 東京港ウォーターフロント特集号』1987年10月号), 20~21ページ。